

三鷹市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、三鷹市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談機能の充実及び当事者の視点に立った支援体制の構築に関すること。
- (2) 地域生活を支援する障害福祉サービス等の提供体制の構築に関すること。
- (3) 就労支援の機能強化及びネットワークの拡充による支援体制の構築に関すること。
- (4) 障がい福祉計画等の検討、推進、進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が依頼する委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者等の家族で構成される団体の推薦する者
- (4) 障がい福祉サービス事業者等の推薦する者
- (5) 関係機関の推薦する者
- (6) 学識経験者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれらを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、委員の中から会長が指名する。
- 3 専門部会は、部会長が委員及び委員以外の障がい者等の福祉に関わる者のうちから指名する者をもって構成し、第2条に規定する所掌事項のうち、部会長が指定する事項について協議する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課その他関係各課に所属する職員が処理するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、協議会で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

<専門部会の配置イメージ図>

